

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区金町四丁目二〇九六番地、最後の住所東京都葛飾区金町四丁目二五番一四号 被相続人 亡 後藤サカエ 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三日 東京都新宿区新宿一八五新宿御苑室町ビル五階 三宅・今井・池田法律事務所 相続財産清算人 弁護士 岩下 明弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県木曽郡上松町大字上松九七四番地、最後の住所石川県加賀市山中温泉上原町ワ五四二番地一 被相続人 亡 三浦 國廣 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三日 本籍静岡県湖西市新居町内山二一四三番地五、最後の住所静岡県湖西市新居町内山二一四三番地の五 被相続人 亡 松井 眞幸 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県湖西市新居町内山二一四三番地五、最後の住所静岡県湖西市新居町内山二一四三番地の五 被相続人 亡 松井 眞幸 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三日 本籍静岡県湖西市新居町内山二一四三番地五、最後の住所静岡県湖西市新居町内山二一四三番地の五 被相続人 亡 松井 眞幸 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県春日井市高森台十丁目二番地二、最後の住所愛知県春日井市廻間町七〇三番地一 春緑苑 被相続人 亡 渡辺美恵子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三日 本籍静岡県湖西市新居町内山二一四三番地五、最後の住所静岡県湖西市新居町内山二一四三番地の五 被相続人 亡 松井 眞幸 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市天竜区春野町領家一番地、最後の住所大阪府城東区野江三丁目二七番一七号コエイエステート二〇三三 被相続人 亡 河村 悌夫 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三日 兵庫県姫路市岡町四〇番地 澤田・中上・森法律事務所 相続財産清算人 弁護士 森 崇志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿南市那賀川町原一八一番地、最後の住所大阪府旭区新森五丁目一二番一二号 被相続人 亡 瀬川 紀子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三日 本籍徳島県阿南市那賀川町原一八一番地、最後の住所大阪府旭区新森五丁目一二番一二号 被相続人 亡 瀬川 紀子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市大三島町肥海三五七二番地、最後の住所大阪府住吉区墨江四丁目一番地二九号 被相続人 亡 安川水哉子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三日 本籍愛媛県今治市大三島町肥海三五七二番地、最後の住所大阪府住吉区墨江四丁目一番地二九号 被相続人 亡 安川水哉子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市大野町三丁目一六七九番地、最後の住所兵庫県姫路市野里二八〇番地一 レオパレスルニ二棟一〇七 被相続人 亡 石井 進一 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三日 本籍千葉県市川市大野町三丁目一六七九番地、最後の住所兵庫県姫路市野里二八〇番地一 レオパレスルニ二棟一〇七 被相続人 亡 石井 進一 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府南丹市美山町豊郷下谷九番地、最後の住所神戸市中央区元町通四丁目六番一〇号 被相続人 亡 谷本 進 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三日 本籍京都府南丹市美山町豊郷下谷九番地、最後の住所神戸市中央区元町通四丁目六番一〇号 被相続人 亡 谷本 進 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県多可郡多可町中區中安田五〇〇番地、最後の住所兵庫県多可郡多可町中區中安田五〇〇番地 被相続人 亡 津田 明 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三日 本籍兵庫県多可郡多可町中區中安田五〇〇番地、最後の住所兵庫県多可郡多可町中區中安田五〇〇番地 被相続人 亡 津田 明 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県多可郡多可町中區中安田五〇〇番地、最後の住所兵庫県多可郡多可町中區中安田五〇〇番地 被相続人 亡 津田 明 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三日 本籍兵庫県多可郡多可町中區中安田五〇〇番地、最後の住所兵庫県多可郡多可町中區中安田五〇〇番地 被相続人 亡 津田 明 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐南区沼田町大字大塚甲二六九〇番地、最後の住所広島市安佐南区祇園七丁目二番二二番二二番 被相続人 亡 谷平 賢司 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月五日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三日 本籍広島市安佐南区沼田町大字大塚甲二六九〇番地、最後の住所広島市安佐南区祇園七丁目二番二二番二二番 被相続人 亡 谷平 賢司 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月五日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

第118期決算公告

令和8年6月3日

栃木県宇都宮市不動前二丁目2番51号

日星石油株式会社

代表取締役社長 小池 秀夫

貸借対照表の要旨

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,322,901	流動負債	1,247,704
固定資産	1,393,615	固定負債	215,630
繰延資産	92	株主資本	1,253,274
		資本剰余金	50,000
		資本剰余金	8,460
		その他の資本剰余金	8,460
		利益剰余金	1,194,814
		利益準備金	5,320
		その他の利益剰余金	1,189,495
		(うち当期純利益)	(131,216)
資産合計	2,716,609	負債・純資産合計	2,716,609

第35期決算公告

令和8年5月19日 北海道中川郡本別町南4丁目6番地1

株式会社ホクケン

代表取締役 鶴見 卓也

貸借対照表の要旨

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	184,534	流動負債	54,555
固定資産	51,366	(賞与引当金)	(20,546)
		固定負債	19,541
		(役員退職慰労引当金)	(1,629)
		株主資本	161,805
		資本剰余金	10,000
		利益剰余金	167,305
		その他の利益剰余金	167,305
		自己株式	△15,500
資産合計	235,901	負債・純資産合計	235,901

(注) 当期純利益

16,730千円